

企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針

MSD 株式会社

はじめに

日本製薬工業協会（以下、製薬協）は、2012年3月14日付で、「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」を公表した^{1,2)}。これは、会員会社の活動における患者団体との関係の透明性を確保することにより、その活動が患者団体の独立性を尊重する高い倫理性と相互理解を担保したうえで患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることを目的としたものである。

MSD 株式会社はこの考えに基づき、会社としての透明性に関する指針を以下の通り取り決め、これを当社における行動指針とする。

なお、本指針を運用するに当たって、別途、（１）患者団体から情報公開に関する了承を得る手順（情報公開を前提とした書面による合意の締結等）を策定し、（２）支払情報等の集計・公開のためのシステム構築とその手順を策定する。

指針の内容

（１） 会社の基本方針

当社が行う患者団体とのあらゆる活動は、製薬協で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「製薬協コード・オブ・プラクティス」、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」、「患者団体との協働に関する行動指針」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従う。さらに、当社が定める「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」、「我々の価値観と規範」等の諸規範を遵守するものとする。

（２） 公開方法

当社ウェブサイト等を通じ、前年度分の資金提供等について決算終了後に公開する。

（３） 公開開始時期

2013年度分を2014年度から公表する。以後、毎年同様に公開する。

(4) 公開対象

(1) 直接的資金提供

(対象) 寄附金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等

(内容) 直接的資金提供を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載する。

(2) 間接的資金提供

(対象) 患者団体支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会等に
伴う費用、ならびに患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

(内容) 間接的資金提供を行った患者団体名及び間接的資金提供総額を記載する。

(3) MSD からの依頼事項への謝礼等

(対象) 講師、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用

(内容) 会員会社から依頼を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載する。

(4) その他

(対象) 労務提供の有無

(内容) 提供した患者団体名を記載する。

参考情報

- 1) 日本製薬工業協会「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」の策定にあたって (URL : <http://www.jpma.or.jp/about/basis/tomeisei02/particulars.html>)
- 2) 日本製薬工業協会「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」本文 (2012年3月14日付) (URL : <http://www.jpma.or.jp/about/basis/tomeisei02/tomeiseigl.html>)

付則

- 1) 本指針の改廃手続きは、コンプライアンス・オフィサーが主管する。
- 2) 制定日 第1版 2012年8月29日
第2版 2015年3月1日